**別表**(第1条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教育研究組織 | | 該当の長 |
| 大学院 | 研究科  (学校教育法第100条) | 人文社会系研究科　教育学研究科  法学政治学研究科　経済学研究科　総合文化研究科  理学系研究科　工学系研究科　農学生命科学研究科  医学系研究科　薬学系研究科　数理科学研究科  新領域創成科学研究科　情報理工学系研究科 |
| 研究科以外の教育研究上の基本となる組織  (学校教育法第100条ただし書) | 情報学環　公共政策学連携研究部 |
| 附置研究所  (学校教育法第96条) | | 医科学研究所　地震研究所　東洋文化研究所  社会科学研究所　生産技術研究所　史料編纂所  定量生命科学研究所　宇宙線研究所　物性研究所  大気海洋研究所　先端科学技術研究センター |